

パブリックコメントにおける提出意見と回答

実施期間：平成29年9月7日（木曜日）～平成29年9月25日（月曜日）

掲載場所：川崎町ホームページ

意見提出方法：電子メール、FAX、郵便等

意見提出者数：1名

## 川崎町子どもの権利条例(案)に関する意見

	該当文章ページ等	意見の概要	意見に対する考え方
1	P1	この条例には前文が書かれていませんが前文は不要なのではないでしょうか。	この条例の条文の中に反映されている為、今回の条例文に前文は記載していません。今後必要に応じて追加する事も考えています。
2	P1, P2, など	条文中「もの」とかな表記していますが漢字で表記した方が良いのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり漢字の「者」で表記するよう改めました。
3	(責務) 第3条	子ども関係施設の関係者とありますが、この関係者の具体的な記述はないのでしょうか。	「関係者」の定義について幅広くとらえる観点からあえて限定をしていません。
4	第2章 子どもにとって大切な権利	自分らしく、ありのままに生きる権利の表記がありませんが、必要ないのでしょうか。	ご提案の件については、第3条で包括的に対応できているものと考えます。
5	(豊かに育つ権利) 第5条	基本的な生活習慣が守られることの記述はないのでしょうか。	生活習慣については、(豊かに育つ権利)(6)成長段階に応じて、適切な指導や支援を受けることとある、この中に基本的な生活習慣が含まれていると考えています。
6	(社会に参加し意見を表明する権利) 第6条	第2号について仲間を作り、仲間と集うこととは、集団を作る事なのか、集団で意見することなのか。	これは両方が含まれていると考えています。
7	(社会に参加し意見を表明する権利) 第6条	第4号について社会参加に関して、適切な支援が受けられること。この適切な支援とは何を想定しているのですか。	社会参加をしようとする子どもに対して、例えば社会参加する場を町や関係者が提供する事が、含まれると考えています。
8	(守られる権利) 第7条	第2号について身体的、精神的又は性的暴力を受け、又は放置されないこと。とあるが、これはネグレクトのことなのか、虐待から放置されることなのか。	ご質問の通りです。虐待、放置を念頭に置いています。
9	(啓発) 第8条	第4号について町は、子ども自身による子どもの権利についての自主的な学習を支援するよう努めるものとする。とありますが、町は、子どもが自主的に行う子どもの権利と表記した方が良いのではないのでしょうか。	ご指摘の通りの表記に改めました。
10	(居場所づくり) 第10条	居場所づくりについてはどのような事を考えているのでしょうか。	現在、町で支援している放課後学童保育や子ども・子育て会議で要望している公園整備等について考えています。
11	(子育て支援) 第11条	第11条に家庭教育に関することと、新たに第3項で親育ちに関する条文を付け加えるべきではないのでしょうか。	ご提案の件については、第3条で包括的に対応できているものと考えます。

12	(子どもの権利相談機関) 第14条	子どもの権利相談員の役割について詳しい記述がないのはなぜでしょうか。	子どもからの相談を幅広く受けるため、あえて詳しく記述はしていません。
13	(救済委員の活動様式) 第17条	救済委員の活動様式となっていますが活動様式でよいですか。	ご指摘を踏まえ、「救済委員の活動様式」を「救済委員の活動方式」と改めます。
14	(救済委員の活動様式) 第17条	第17条2項 (1)第21条に定める救済手続きからの除外決定。 (2)第24条に定める勧告等の公表。 とありますが、後ろの条文が前に記載されることはあるのでしょうか。	条例全体を考えこのように構成しました。
15	(救済委員の責務) 第18条	3項町長への報告について。 第18条と第25条に救済委員の町長への報告が記載されている事について。	第25条と重複しますので、第18条第3項は削除します。
16	(救済手続きの開始申立) 第20条	子ども関係機関とありますが、子ども関係機関でよろしいですか。	ご指摘を踏まえ、「子ども関係機関」ではなく「子ども関係施設」と改めます。
17	(報告等) 第25条	報告等になっていますが「等」は必要ないのではないのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、「報告」と改めます。
18	附則	現在附則に何も記入がないのはなぜですか。	議会への提案時に、施行期日等を記入します。

頂いたご意見の内容については、川崎町子どもの権利条例策定委員会へ諮り、上記のとおり子どもの権利条例（案）へ反映させていただきました。  
この度は貴重なご意見ありがとうございました。